

千葉県男女共同参画センター資料収集方針

1 趣旨

この方針は、千葉県男女共同参画センターの情報資料センターにおける情報の収集及び提供を円滑に実施するため、図書その他資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

男女共同参画センターの情報資料センターは、男女共同参画社会についての情報を収集し、市民に提供することにより、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

3 収集資料の種類

男女共同参画センターで収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 行政資料
- (3) 視聴覚資料
- (4) 逐次刊行物
- (5) その他

4 収集資料の選定基準

男女共同参画センターで収集する資料の選定に当たっては、公平で幅広い視野をもって行うこととし、次の各項目を基準とする。

- (1) 男女共同参画社会に関する資料を選定する。
- (2) 内容が優れており、多くの利用者が見込まれる資料を選定する。
- (3) 特定分野の資料が突出しないように、所蔵資料全体のバランスを考えて資料を選定する。
- (4) 多様な意見については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く選定する。
- (5) 特定の機関や団体及び個人の宣伝となる資料又は誹謗中傷するような資料は選定しない。

- (6) 暴力や犯罪を容認する資料、残虐性を助長する資料及び人権や性的表現への配慮に欠ける資料は選定しない。

5 収集資料の選定方法

男女共同参画センターで収集する資料は、新刊案内、出版目録、書評など多様な情報に基づいて選定する。

6 資料収集検討会議

男女共同参画センターで収集する資料の収集方針を決定するため、資料収集検討会議を開催する。

7 補則

この方針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 施行期日

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

この方針は、平成23年4月1日から施行する。